

(経済産業委員会)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、中小企業をめぐる現下の経済情勢が極めて厳しいこと、また、不良債権処理等の構造改革を進めていく過程で中小企業に円滑な資金供給を図ることが重要であることにかんがみ、不動産等の物的担保に依存しない資金供給等を図るため、中小企業信用補完制度を充実させることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、売掛金債権担保保険の創設

中小企業者が売掛金債権のみを担保に提供して行う借入れ(売掛金債権担保融資)について信用保証協会が行う保証に対する保険(売掛金債権担保保険)を創設する。

二、特別小口保険の付保限度額の引上げ

従業員二十人以下(商業・サービス業については五人以下)の小規模企業者を対象とする特別小口保険の付保限度額を千万円から千二百五十万円に引き上げる。